

琴平町農業委員会議事録

琴平町農業委員会を令和5年10月20日午前9時00分琴平町役場3階大会議室に召集する。

出席委員		欠席委員			
3	山田 悟	10	西島 好弘	7	宮武 悟
1	大森 薫之	11	山本 修司		
2	都村 尚志				
4	神餘 哲夫				
5	西山 盟				
6	高尾 剛				
8	大場 重信				
9	宮脇 久雄				

農業委員会事務局出席者 事務局長 大西 洋二  
書記 植田 康紀

<議事日程>

議案第1号 農地法第3条許可申請について  
議案第2号 農地法第5条許可申請について  
議案第3号 農用地利用集積計画の決定について  
議案第4号 農地中間管理事業法第19条の2【農地利用集積計画一括方式】  
報告第1号 農地法第3条の3の届出について  
報告第2号 使用貸借終了農地返還通知について  
その他

会長 挨拶

会長 それでは議事に入ります。本日の会議録署名委員は10番の西島委員と、11番の山本委員です。  
会期は、本日出されております議案の審議終了までとさせていただきます。

会長 議案第1号1 農地法第3条許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号1 農地法第3条許可申請についてご説明致します。

事務局 お手元の議案書4ページをご覧ください。  
譲渡人、譲受人、申請地、譲渡理由などについて読み上げて説明。  
場所は、町道長法寺線と塚狭通線の交差から南へ約40mに位置する農地です。労働力不足により農地の維持が困難となっている譲渡人と対象農地に隣接する譲受人が家庭菜園として農地を利用し、維持していくということで話がまとまり、この度の申請となりました。公図、登記事項証明等添付書類も揃っており、農地法第3条2項のいずれにも該当していませんので問題はなく申請を受理致しております。

会長 議案第1号1について、地元委員さんからご説明をお願い致します。

地元委員 事務局から説明があったとおりです。農地を維持することが困難となっていた譲渡人が対象農地に隣接する譲受人との間で話がまとまり、今回の申請となりました。家庭菜園として利用して今後、農地を維持していくようです。皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

会長 議案第1号1について ご質問、ご意見はございませんか。

会長 議案第1号1について ご異議はございませんか。

「異議なし」との声

会長 それでは、議案第1号1 農地法第3条許可について賛成の方は挙手をお願いします。

会長 全員挙手により賛成でありますので、議案第1号1 原案のとおり決定することにいたします。

会長 **議案第1号2 農地法第3条許可申請について事務局より説明**お願いします。

事務局 議案第1号2 農地法第3条許可申請についてご説明致します。

事務局 お手元の議案書4ページをご覧ください。  
譲渡人、譲受人、申請地、譲渡理由などについて読み上げて説明。

場所は、この後の議案2号にも関係するのですが、町道北山北浦線と町道苗田櫛梨線の交差から南西へ約80mに位置する農地です。5条申請において分筆しされ転用、その残った農地を家庭菜園として利用し、維持していくということで話がまとまり、この度の申請となりました。公図、登記事項証明等添付書類も揃っており、農地法第3条2項のいずれにも該当していませんので問題はなく申請を受理致しております。

会長 議案第1号2について、地元委員さんからご説明をお願い致します。

地元委員 事務局から説明があったとおりです。5条申請により、残った農地を譲受人が維持管理するという事で話がまとまり今回の申請となったようです。皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

会長 議案第1号2について ご質問、ご意見はございませんか。

会長 議案第1号2について ご異議はございませんか。

「異議なし」との声

会長 それでは、議案第1号2 農地法第3条許可について賛成の方は挙手をお願いします。

会長 全員挙手により賛成でありますので、議案第1号2 原案のとおり決定することにいたします。

会長 **議案第2号 農地法第5条許可申請**について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第2号 農地法第5条許可申請についてご説明致します。

お手元の議案書5ページをご覧ください。

申請者、申請地、転用目的などについて読み上げて説明。

場所は、先ほどの3条申請の申請地の北側に位置する農地です。

譲受人は賃貸住宅に居住していますが、子供の成長に伴い手狭となってきた為、実家に近い土地で家を建てる計画を考えていました。周辺の候補地の中から利便性、周辺地への影響等を比較検討した結果、実家の東側に隣接する農地を所有する譲渡人との間で話がまとまり、今回の申請となり

ました。

譲受人は高齢となり農業をすることが困難となってきた両親の手伝いをしており、今後、農業を引継ぎ地域の農業や保全活動を積極的に参加するという事です。水利関係者等の同意書、公図、登記事項証明等の添付書類も揃っていますし、また、農地法第5条2項のいずれにも該当していませんので、申請を受理致しております。

会長 議案第2号について、地元委員さんからご説明をお願い致します。

地元委員 事務局から説明があったとおりです。譲受人は実家に近い土地で家を建てるという計画の中で候補地を選定し、比較検討した結果、実家の東側に隣接する農地を所有する譲渡人との間で話がまとまり、今回の申請となったようです。周辺の農地に支障が生じるおそれはありませんし、地元水利や近隣農地の所有者との調整も完了しています。どうぞご審議のほどよろしく申し上げます。

会長 議案第2号について ご質問、ご意見はございませんか。

会長 議案第2号について ご異議はございませんか。

「異議なし」との声

会長 それでは、議案第2号 農地法第5条許可について挙手をお願いします。

会長 全員挙手により賛成でありますので、議案第2号 原案のとおり決定することにいたします。

会長 **議案第3号 農用地利用集積計画の決定について** 事務局より説明をお願いします。

事務局 お手元の議案書6ページをご覧ください。

農用地利用集積計画総括表 申請番号1～9について、権利の受け手、権利の出し手、地番、地目、面積、期間、賃借料、利用権種類、継続等 個々に読み上げて説明。

以上の内容は、経営面積・従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、同意も得られております。

よろしく願いいたします。

会長 議案第3号について ご質問、ご意見はございませんか。

会長 議案第3号について 決定することにご異議はございませんか。

「異議なし」との声

会長 それでは、議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手により賛成でありますので、議案第3号は原案のとおり決定することにいたします。

会長 **議案第4号 農地中間管理事業法第19条の2**について事務局より説明をお願いします。

事務局 お手元の議案書11ページをご覧ください。

農用地利用集積計画総括表 申請番号1について、権利の受け手、権利の出し手、地番、地目、面積、期間、賃借料、利用権種類、継続等 個々に読み上げて説明。

以上の内容は、経営面積・従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、同意も得られております。

令和5年10月31日公告予定分の農用地利用集積計画について、ご審議たまわりますよう、よろしくをお願いいたします。

会長 議案第4号についてご質問、ご意見はございませんか。

会長 議案第4号について、決定することにご異議はございませんか。

「異議なし」との声

会長 それでは、議案第4号 農地中間管理事業法第19条の2について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

会長 多数挙手により賛成でありますので、議案第4号は原案のとおり決定することにいたします。

会長           **報告第1号 農地法第3条の3の届出について、事務局より説明お願い**  
                  **します。**

事務局           所有者、届出人、申請地、申請事由等について読み上げて説明。

会長           **報告第2号 使用貸借終了農地返還通知について、事務局より説明お願**  
                  **いします。**

事務局           賃貸人、賃借人、申請地について読み上げて説明。

会長           全体を通じてご意見はございますか。

「なし」

会長           事務局からその他をお願い致します。

会長           その他について何かありますか。

事務局           令和5年11月27日に開催の市町農業委員研修会について案内。

会長           次回は、令和5年11月20日（月）午前9時から琴平町役場3階大会  
                  議室で行います。

会長           以上で、今月の農業委員会を閉会いたします。